

受理第 6-15 号

## 陳 情 書 等

### 件 名

人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書採択を求める陳情

2024年11月20日

宇治市議会

議長 松峯 茂 様

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 大西 謙

電話

## 人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて 国への意見書採択を求める陳情

保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「人が人を支える」福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっています。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落が起きてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっています。

働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていません。「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっています。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7~8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにもかかわらず、社会的地位は低いままです。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働くことに不安を抱えています。

この状況を改善するためには、法令にもとづき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律でいますぐ1500円以上にすることが必要です。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要です。福祉分野は、政府が公的価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金水準を上げることができます。

利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。憲法25条にもとづいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進にかかる責任が果たすよう、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。

### 記

1. 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくってください。
2. 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やしてください。